

で、多少費用がかかっても、デザインの面でも機構においてもしっかりしたものを作つて、利用上支障のきたさないものにしておきたいものである。

なお、本機に使用されたTVカメラは、日立製3電極単管方式のカラーカメラVK-C700で、価格は、218,000円である。また、提示機の製作は、福島AVセンター（福島市 小倉寺 中ノ内9-5）に依頼した。

6. 利用上の留意すべきこと

指導要領の総則に、配慮事項として、「視聴覚教材などの教材・教具や学校図書館を計画的に利用すること。」と示されているように、教材として価値あるものが備えられていながら、活用の好機を逸してしまうことのないように、指導計画に位置づけておきたいものである。

月・学期を基準に単元配当をしている年間計画を、せめて時間単位の学習事項まで表わし、それぞれの時間で必要な主な教材・教具名や実験実習名を記入した一覧表を作つておく必要がある。これは単なる見通しをつけるためだけではなく、作成過程において、指導過程の概要も具体的に把握されてくるし、現有の施設設備の活用についても検討することになり、指導の展開にあたって、見通しをもった準備もでき、有効な利用もはかれることがある。新指導要領に基づく指導を進めるにあたって、全職員で教材教具の再点検を行い、有効な活用を目指したいものである。

本稿で述べてきたTVカメラ、あるいは、それを多目的・効率的な利用をはかるための「マルチ教材提示装置」の活用にあたっては、次の諸点に留意して、指導プランを立てる必要がある。

(1) 本時の学習目標を達成するために必要な内容であり、学習活動を促すものであるか。

- (1) 基礎的な事実認識の資料（学習の出発点）
- (2) 問題発見の資料（課題の認識と解決の見通し）
- (3) 変化や推移を予測したり、推論したりするための資料（高次な思考活動への誘導）
- (4) 組み立てた論理や考察などを実証するた

めの資料（検証のための事実及びKR情報）

- (5) 情意を高めるための資料（雰囲気の醸成）
- (6) 範例や学習方法の伝授的内容（効率と安全性）

(7) 学習結果や成果を発表するための資料（研究物、作品など）

(2) TVカメラによる映像が、他の提示法よりも適切なものであるか。

- (1) 写真や实物などのように、OHP等では提示できにくいものであるか。
- (2) 板書や演示など、教師の直接の働きかけの方が適していないか。
- (3) 画面のサイズの点で問題はないか。
- (4) VTRやフィルム教材との違いはどうか。
- (5) 他の提示法との併用の必要はないか。

(3) 提示内容は、集団全体に対して同じであつても、個々のとらえ方には差異のあることを認識しているか。

- (1) 子ども達のとらえ方が、同一であること期待しているか、それとも、様々な見方を要求しているのか。それに応じた映像であるか。はたらきかけはどうか。

(2) 映像は一過的であることに留意し、必要に応じて映像のコピー（映像と全く同じでなくともよい）や資料が準備されているか。

- (3) 映像をもとにした学習活動を展開させようとするとき、その場面がひとりひとりに与えられているか。

(4) 受動的な学習になっていないか。

- (1) 学習活動を通して獲得させるべき内容を、映像の提示で奪つてはいないか。
- (2) 発問や反応の取り上げ方など、提示に伴う教師のはたらきかけが、一方的画一的でないか。
- (3) 提示量（学習内容）や展開の速さは、子ども達の実態に即しているか。
- (4) 学習の展開に応じて、提示内容を選択したり、追加できる、柔軟な指導プランになっているか。
- (5) 学習上の要求に応じた内容の提示が、即